

小田原市民ホール条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市民ホール条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和5年10月2日（月）
意見提出期間	令和5年10月2日（月）から令和5年10月31日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、文化政策課窓口、小田原三の丸ホール）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	6件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	6

〈具体的な内容〉

(1) 募集要項に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	次の点を明記しない理由 はありますか。 ・契約1回につき、何年 間委託するのか ・選定基準（どんな指定 管理者を小田原市が望む のか）	D	今回の小田原市民ホール条例等の一部改正は、指定管理者に管理運営業務を行わせることができるようにするものです。指定の期間や審査基準、業務といった募集に関する具体的な内容は、今後策定する募集要項に明記します。
2	指定管理者が行う業務の 範囲に関する事項につい て、ホールでの展示等の 企画は、従前通り委託の 対象外ですか。	D	

(2) ランニングコストに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	第6次小田原市総合計画 行政案のパブリックコメ ントの中で、小田原三の 丸ホールは当面の間は直 営で管理運営を行い、ラ ンニングコストを精査し た上で、早期の指定管理 者制度への移行を目指 すと回答がありますが、ラ ンニングコストを精査し た結果はどこで確認で きるのでしょうか。	D	今後策定する募集要項に事業規模として明記いたします。

(3) 管理運営実施計画に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	芸術文化創造センター管 理運営実施計画は現在ど のような立ち位置になっ ているのでしょうか。	D	芸術文化創造センター管理運営実施計画に示す方針や考え方は、現計画である市民ホール管理運営実施計画が踏襲しており、現計画の最大限の実現を目指し、管理運営を行っております。

2	<p>芸術文化創造センター管理運営実施計画では「4つの使命（①育成普及、②鑑賞の提供、③芸術文化創造、④施設の提供）に基づく各事業が効率的に実現できること、特に教育普及など公益性の高い事業の実施と市民参加を取り入れた運営を継続的に実施できることを重視して、管理運営方法を検討し選択していきます」と記載がありますが、小田原三の丸ホールではどのような使命（ミッション）を明示していますか。</p>	D	<p>芸術文化創造センター管理運営実施計画に示す方針や考え方を踏襲した現計画である市民ホール管理運営実施計画を踏まえ、具体的な使命は今後策定する募集要項に明記します。</p>
3	<p>芸術文化創造センター管理運営実施計画では「指定管理者の創意工夫によるインセンティブを与えるような配慮が必要となります」と記載がありますが、小田原三の丸ホールではどのような指定管理者の創意工夫によりインセンティブを与えるような配慮を考えていますか。</p>	D	<p>芸術文化創造センター管理運営実施計画に示す方針や考え方を踏襲した現計画である市民ホール管理運営実施計画を踏まえ、具体的なインセンティブは今後策定する募集要項に明記します。</p>